

要望等に対する回答について

要望年月日: 令和5年10月2日
 要望団体名: 岩手県浄化槽推進協議会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
1 浄化槽整備事業の推進に必要な予算の確保	<p>汚水処理人口普及率の向上のため、市町村の浄化槽整備が必要であることから、県では、令和6年度政府予算に関する提言・要望において、循環型社会形成推進交付金の予算を確保するよう要望しているところです。引き続き、所要額の確保等について、国に働きかけていきます。</p> <p>また、県の浄化槽設置整備事業費補助金については、引き続き所要額の確保に努めていきます。</p>	A
2 浄化槽設置整備事業（個人設置型）の助成率の引き上げ	<p>国の浄化槽設置整備事業（個人設置型）の助成率の引き上げについては、国への提言・要望の結果、令和5年度から助成率を2分の1とする新たな事業が創設されました。</p> <p>県においても、国の新たな事業に対応した嵩上げ補助を令和5年度から実施しています。</p> <p>浄化槽の整備促進を図るため、当該事業をより多くの市町村に活用いただけるよう、補助制度の周知に努めていきます。</p>	A
3 浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設	<p>公共浄化槽（市町村設置型浄化槽）については、少人数高齢世帯に対する維持管理の負担軽減を目的に、令和5年度から助成制度が創設されています。</p> <p>また、個人設置型浄化槽については、国の令和6年度概算要求において、少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業が盛り込まれたところです。今後、国の動向を注視しながら、関係制度の情報提供をしていきます。</p>	A

要望項目	取組状況等	県政への反映区分 ※
4 住宅における浄化槽処理対象人員算定基準の見直し	<p>面積基準の緩和については、浄化槽からの放流水質確保の観点から、慎重に運用するものと考えます。実際の建築確認申請や事前相談においては、利用人員に合わせて個別に対応しており、今後も実態に応じて個別に対応していきます。</p> <p>なお、ただし書の適用にあたり、床面積の緩和を用いることについては、今後も、規制緩和の取組の影響などについて、引き続き関係課等と情報共有を図り、検討していきます。</p>	B
5 浄化槽への転換に伴う県費補助の嵩上げ実施	<p>県では、従来から浄化槽本体の設置に対して一部補助を行い、市町村の取組を支援しているところです。</p> <p>令和5年度から、国の拡充メニューに併せ、くみ取り便槽から浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費及び便槽撤去費に対する嵩上げ補助を行っています。</p> <p>今後も、より多くの市町村に当該補助制度を活用いただけるよう、制度の周知に努めていきます。</p>	A
6 個人設置型浄化槽の更新に対する補助の復活	<p>污水处理施設の10年概成への取組にあたり、污水处理施設の未普及解消が全国的な課題と認識しており、本県においても未普及解消に資する浄化槽整備が必要であるところです。</p> <p>今後、未普及解消や更新需要等の見通しを見極めながら、国への要望を判断していきます。</p>	C

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類